

## 訓令

平成22年3月8日

株式会社 相生

代表取締役 筒井将之

当社当職は、就業規則に規定の第24条（服務心得）1項1号および6号の1、同2の規定に基づき、ゆうなぎ九十九里の業務に就く者、また、当社が有する建物の所有権に基づく施設管理権に基づき、別紙1のとおりに訓令する。

今般、この訓令を発出するに至った背景と動機は、次の事案を受けてのことである。

<事案>

### 動画投稿：入居女性のトイレ撮影 三重のグループホーム

認知症の高齢者が介護を受けながら共同で生活している三重県松阪市山室町のグループホーム「カトレア」のトイレで、女性入所者が用を足すシーンの動画がインターネットに投稿されていたことが5日分かった。同市が内容を確認するとともに投稿の経緯を調べている。県警松阪署も名誉棄損の疑いで捜査を始めた。

市によると、動画は2本あり、撮影時間は1分20秒と30秒。いずれも「三重の牛の所で介護しているギャル」などの名で書き込みがあり、ズボンをおろし、洋式トイレの便座に座っている入所女性が映っていた。鼻を手でいじられ、女性が嫌がる態度を見せるなど虐待とも受け取れるシーンもあった。「〇〇ちゃん」と呼びかける撮影者らしい女性の声も流れたという。

3日午後、動画を見た市民が市に通報。市は4日に内容からカトレアで撮られたことを突き止めた。動画は4日午後、投稿者が自ら削除したらしい。

カトレアには現在8人が入所。女性ばかりの職員10人で運営している。市介護高齢課はこれまでに5人の職員から事情を聴いたが、撮影者や投稿者は特定できていないという。【橋本明】

（平成22年3月5日13時40分 毎日新聞）

### 女性介護士、認知症94歳の鼻つまみ撮影

三重県松阪市山室町のグループホーム「カトレア」を運営する医療法人「松徳会」は5日、ホームに勤務する女性介護士（19）が、洋式トイレに座った入所女性（94）の鼻をつまむなどしている動画を撮影していたと発表した。動画はインターネットの会員制投稿サイトに掲載されていた。松阪署は女性に対する名誉棄損の疑いで捜査している。

記者会見した松本隆史理事長によると、動画は今年1月、介護士が夜勤帯に携帯電話のカメラで撮影したという。投稿サイトには3日午後2時半頃から、約30秒と約1分20秒の2種類の動画が掲載され、4日正午頃、削除された。介護士は松阪署の調べに「親しみを込めて自分が撮影した」と認めたが、投稿については否定し、「携帯電話を机の上に置くこともあり、(記録媒体を)抜かれたかもしれない」と話しているという。

松本理事長は謝罪し、介護士を自宅待機とするとともに、厳重に処分する考えを示した。

施設では認知症の高齢女性8人が介護を受けながら共同生活しており、撮影した介護士は入所者の食事や排せつ、入浴の補助などをしていた。

(平成22年3月5日21時29分 読売新聞)

(別紙1)

平成22年3月8日訓令

## ゆうなぎ九十九里における特定物品の持ち込み規制の訓令

第1条 (ゆうなぎ九十九里における特定物品の持ち込み規制とゆうなぎ九十九里の生活空間の定義)

当社は、認知症対応型共同生活介護を取り巻く昨今の諸事情を鑑み、ゆうなぎ九十九里(以下、当ホームと呼称する)における特定物品の持ち込みを規制することとした。その根拠は、就業規則に規定の服務心得と、当社の建物の所有権に基づく施設管理権である。

2 当ホームの生活空間を定義する。当ホームの建物内、玄関、職員通用口から進入し中扉に至るまでの部分を除き、その余を生活空間と定義する。

第2条 (生活空間に持ち込んで서는ならないもの)

当ホームの業務に就く者にあつては、次の物を当社の許可または、当社の許可を得る暇がない場合や決裁権者が不在の場合において、正当な理由なく生活空間に持ち込んで서는ならない。

- ① 携帯電話
- ② カメラ
- ③ 写真機
- ④ ビデオカメラ
- ⑤ 音声記録機器
- ⑥ 可燃物(工業用アルコール、燃料、着火剤、ライター、マッチ等)
- ⑦ 薬品(服用するもの、服用しないものを問わない)
- ⑧ たばこ
- ⑨ 酒類(食材費による調理用の酒類、行事に際し入居者やその家族、来賓等に供する酒類を除く)
- ⑩ 業務に就く者の私物で、業務に関係のないもの

2 持ち込む場合には、日本工業規格A4版の紙に横書きで当社宛持ち込み許可の伺いをなし、会社の決裁を受けたものにつき認める。書式は自由とするが、少なくとも次の各号を列挙し、文末に持ち込みを許可願う旨を記述しなければならない。

- ① 当社宛持ち込み許可伺いの提出する年月日
- ② 持ち込もうとする職員の職氏名
- ③ 持ち込もうとする年月日または期間

④ 持ち込もうとする物品の名称と種類、機能

⑤ 持ち込まなければならない理由

⑥ 持ち込んだ場合の使用方法

3 当社は当社宛に申請された持ち込み許可の伺いが、前項の必須的記載事項を欠き許可の伺いが適格要件を満たさない場合、審査をせず、却下する。但し、その欠いている事項が軽微な場合で補正をすれば審査に入ることができる場合、当社が申請者に補正を促し、申請者がこれに応じて補正し、却下せずに審査に入ることができる。

4 当社は許可の伺いを審査し、否決した場合、決裁権者はその理由を許可の伺いに朱色または赤色で記載する。決裁した場合も同様とする。

5 許可の伺いを受領した決裁権者は、審査の後に、否決とその理由または決裁と記載した許可の伺いを当ホームのハードディスク等にPDFで記録し、あわせて本店のハードディスクにPDF形式で送付して記録しなければならない。

6 当社は許可の伺いを決裁した場合、申請者は持ち込み物品とともに決裁された許可の伺いを携行し、持ち込みをしなくなった時点において持ち込みを中止し、許可の伺いを当社に返納しなければならない。許可の伺いを紛失した場合、始末書を当日中に会社に提出しなければならない。

7 当社の決裁を受ける暇がない場合、その事情が止んだ時、速やかに事後、許可伺いをなさなければならない。この場合、持ち込んだ物品を用いて何を行ったのか、客観的にその証拠を決裁権者に閲覧させ、または許可の伺いに記載しなければならない。

8 前項の規定、後段については、事前に許可の伺いをなし、決裁を受けている場合に準用する。

9 この許可の伺いの記録を保存しなければならない。保存期間は当ホームを所管する介護保険法令の規定を準用する。

### 第3条（決裁権者）

決裁権者は専務とする。決裁権者が不在の場合、ホーム長、主任、事務主任、計画作成担当者の順とする。何れの決裁権者が不在の場合、社長に決裁を求めなければならない。社長も不在の場合、前条7項を準用する。

### 第4条（制裁）

この訓令に抵触、違反した場合、制裁を加える。制裁は、その情状に照らし、就業規則に規定の制裁を行う。但し、制裁を検討する考え方として、原則として訓戒は行わず、減給以上の制裁を行う。

第5条（この訓令の適用除外）

社長、専務、事務主任はこの訓令の適用から除外される。但し、次の各項に規定されるものものまた同じ。但し、勤務シフトを構成する、当ホームの業務に就く場合は除外されない。

2 社長、専務から特に携行を命ぜられた者とその物品。

3 業務の遂行に必要で、正当な理由がある場合、第1条1項2号から5号に規定の、カメラ、写真機、ビデオカメラ、音声記録機器で且つ当社の所有または支配下にあるもの。

4 当ホームの入居者が医師から処方され服用または使用する医薬品。

5 当ホームの入居者が所有または支配下にある物品として持ち込まれる場合であって、当社が特に決裁したもの。

6 前項の許可の伺いについては、持ち込もうとする入居者の担当職員が当該入居者に代わって許可の伺いをなさなければならない。

7 前項の許可の伺いについて、担当職員が当該入居者に代わって許可の伺いをなさない場合は、正当な理由なく入居者の権利を侵害する不作為であるから、当社は制裁を行わなければならない。

附則) この訓令は、平成22年3月8日11時から施行する。

以上